

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月10日（令和6年（行情）諮問第1102号）

答申日：令和8年4月3日（令和8年度（行情）答申第1号）

事件名：「平成二十九年度情報資料（基礎）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成二十九年度情報資料（基礎）」（作成（取得）時期：2018年4月1日）に綴られている文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書55」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月25日付け防官文第15089号及び令和元年6月14日付け同第2448号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア ないしオ （略）

カ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）原処分2関係

ア ないしオ （略）

カ 上記（1）カと同じ

キ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年9月25日付け防官文第15089号により、文書1について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和元年6月14日付け防官文第2448号により、文書2ないし文書55について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年及び約5年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(4) (略)

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) (略)

(7) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 令和6年10月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月25日 | 審議 |

- ④ 令和8年3月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、情報本部分析部において保有する行政文書ファイル名「平成二十九年度情報資料（基礎）」（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、大分類：情報、中分類：情報資料、名称（小分類）：平成二十九年度情報資料（基礎）。以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであったことから、開示請求時点において、本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていたが、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、再度、情報本部分析部の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書は、本件開示請求文言を踏まえ、本件ファイルにつづられていた文書を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ア及びイ並びに上記第3の3（7）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊がその活動の資とするために情報本部分析部において収集・処理した情報が記載されているものと認められる。

そうすると、当該不開示部分は、文書の名称を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、各審査請求から諮問までにそれぞれ約6年及び約5年2か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

原処分で特定された文書

- 文書1 基礎資料18-0095 (30. 3. 12)
- 文書2 基礎資料18-0065 (30. 2. 20)
- 文書3 基礎資料18-0059 (30. 2. 16)
- 文書4 基礎資料18-0054 (30. 2. 13)
- 文書5 基礎資料18-0043 (30. 2. 5)
- 文書6 基礎資料18-0038 (30. 1. 31)
- 文書7 基礎資料18-0032 (30. 1. 26)
- 文書8 基礎資料18-0025 (30. 1. 23)
- 文書9 基礎資料18-0022 (30. 1. 17)
- 文書10 基礎資料17-0517 (29. 12. 19)
- 文書11 基礎資料17-0496 (29. 12. 11)
- 文書12 基礎資料17-0490 (29. 12. 7)
- 文書13 基礎資料17-0469 (29. 11. 30)
- 文書14 基礎資料17-0467 (29. 11. 29)
- 文書15 基礎資料17-0465 (29. 11. 29)
- 文書16 基礎資料17-0451 (29. 11. 20)
- 文書17 基礎資料17-0443 (29. 11. 14)
- 文書18 基礎資料17-0426 (29. 11. 8)
- 文書19 基礎資料17-0430 (29. 11. 8)
- 文書20 基礎資料17-0418 (29. 11. 1)
- 文書21 基礎資料17-0399 (29. 10. 23)
- 文書22 基礎資料17-0384 (29. 10. 11)
- 文書23 基礎資料17-0382 (29. 10. 11)
- 文書24 基礎資料17-0381 (29. 10. 11)
- 文書25 基礎資料17-0372 (29. 10. 4)
- 文書26 基礎資料17-0366 (29. 9. 29)
- 文書27 基礎資料17-0365 (29. 9. 28)
- 文書28 基礎資料17-0364 (29. 9. 27)
- 文書29 基礎資料17-0360 (29. 9. 22)
- 文書30 基礎資料17-0359 (29. 9. 21)
- 文書31 基礎資料17-0317 (29. 8. 16)
- 文書32 基礎資料17-0316 (29. 8. 14)
- 文書33 基礎資料17-0313 (29. 8. 10)
- 文書34 基礎資料17-0308 (29. 8. 8)
- 文書35 基礎資料17-0307 (29. 8. 4)
- 文書36 基礎資料17-0302 (29. 8. 2)

文書 3 7 基礎資料 1 7 - 0 2 9 5 (2 9 . 7 . 2 8)
文書 3 8 基礎資料 1 7 - 0 2 9 0 (2 9 . 7 . 2 1)
文書 3 9 基礎資料 1 7 - 0 2 8 9 (2 9 . 7 . 1 9)
文書 4 0 基礎資料 1 7 - 0 2 7 9 (2 9 . 7 . 1 0)
文書 4 1 基礎資料 1 7 - 0 2 6 6 (2 9 . 7 . 4)
文書 4 2 基礎資料 1 7 - 0 2 3 7 (2 9 . 6 . 1 2)
文書 4 3 基礎資料 1 7 - 0 2 3 2 (2 9 . 6 . 8)
文書 4 4 基礎資料 1 7 - 0 2 3 1 (2 9 . 6 . 8)
文書 4 5 基礎資料 1 7 - 0 2 1 6 (2 9 . 6 . 2)
文書 4 6 基礎資料 1 7 - 0 2 1 3 (2 9 . 6 . 1)
文書 4 7 基礎資料 1 7 - 0 1 9 3 (2 9 . 5 . 1 9)
文書 4 8 基礎資料 1 7 - 0 1 9 0 (2 9 . 5 . 1 7)
文書 4 9 基礎資料 1 7 - 0 1 8 3 (2 9 . 5 . 1 5)
文書 5 0 基礎資料 1 7 - 0 1 7 4 (2 9 . 5 . 1 0)
文書 5 1 基礎資料 1 7 - 0 1 7 3 (2 9 . 5 . 1 0)
文書 5 2 基礎資料 1 7 - 0 1 5 5 (2 9 . 4 . 2 0)
文書 5 3 基礎資料 1 7 - 0 1 5 1 (2 9 . 4 . 1 7)
文書 5 4 基礎資料 1 7 - 0 1 4 6 (2 9 . 4 . 1 2)
文書 5 5 基礎資料 1 7 - 0 1 3 4 (2 9 . 4 . 3)

別表（不開示とした部分及びその理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目のページ数を除く全部並びに 4 枚目ないし 6 枚目の全部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報資料であって、当該情報を開示することにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部、2 枚目のページ数を除く全部並びに 4 枚目の全部	
文書 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部、2 枚目のページ数を除く全部並びに 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ全部	
文書 4、文書 6、文書 10、文書 19、文書 20、文書 32、文書 33、文書 35、文書 37、文書 38、文書 47、文書 50 及び文書 53	1 枚目の一部及び 2 枚目のページ数を除く全部	
文書 5	1 枚目及び 5 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目ないし 4 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 7	1 枚目、8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目ないし 7 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	

文書 8	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目及び 4 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 9、文書 11、文書 13、文書 14、文書 16、文書 17、文書 21、文書 23、文書 24、文書 29、文書 31、文書 41 ないし文書 44、文書 46、文書 49、文書 51 及び文書 54	1 枚目の一部並びに 2 枚目及び 3 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 12、文書 18、文書 22 及び文書 36	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目のページ数を除く全部	
文書 15	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目、3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 25	1 枚目及び 3 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目のページ数を除く全部	
文書 26	1 枚目、5 枚目、6 枚目及び 8 枚目ないし 10 枚目のそれぞれ一部、2 枚目ないし 4 枚目のページ数を除くそれぞれ全部並びに 7 枚目の全部	

文書 2 7	1 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目ないし 4 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 2 8、文書 3 0 及び文書 4 8	1 枚目の一部並びに 2 枚目ないし 4 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 3 4 及び文書 4 5	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目及び 3 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 3 9	1 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 0	1 枚目の一部並びに 2 枚目ないし 3 1 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 5 2	1 枚目の一部並びに 2 枚目ないし 5 枚目のページ数を除くそれぞれ全部	
文書 5 5	1 枚目の一部、2 枚目ないし 7 枚目のページ数を除くそれぞれ全部並びに 8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ全部	